

天理市告示第 165 号

都市計画の案の縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画山の辺土地区画整理事業及び大和都市計画道路を変更するため、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 4 日

天理市長 並 河 健

1. 都市計画の変更案の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画山の辺土地区画整理事業	天理市三島町、田部町、別所町、石上町、小田中町及び櫛本町の各一部
大和都市計画道路 3・4・400 天理停車場線	天理市田部町、石上町、小田中町及び櫛本町の各一部
大和都市計画道路 3・4・407 田部別所線	天理市田部町、別所町及び石上町の各一部

2. 都市計画の変更案の縦覧場所

天理市建設部都市整備課区画整理推進室

3. 縦覧期間

令和5年7月4日（火）から令和5年7月18日（火）まで

#### 4. 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び連絡先を併記した文書1通を天理市長宛とし、天理市建設部都市整備課区画整理推進室に令和5年7月18日までに必着するよう提出すること。